

役員・評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑光福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条、第21条及び社会福祉法人緑光福祉会評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員、評議員及び選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員 報酬、ただし、常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては報酬を支給しない。(正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加した場合は非常勤理事に準じて報酬を支給する。)
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬
- (4) 評議員選任・解任委員 報酬

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤の職員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、理事会への出席1回につき3,000円とする。

- 3 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき3,000円とする。
- 4 評議員選任・解任委員に対する報酬の額は、評議員選任・解任委員会への出席1回につき3,000円とする。

(費用弁償)

- 第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は旅費規程に準ずる。
 - 3 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む。)を、旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。
- (1) 報酬 毎月21日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)
 - 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会に出席した都度、支給する。
 - 3 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度、支給する。
 - 4 評議員選任・解任委員に対する報酬は、評議員選任・解任委員会に出席した都度、支給する。
 - 5 報酬等は、通貨をもって本人(死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族。以下同じ。)に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 6 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

- 第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。
 - 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を行う。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表表第1 (第3条関係)

役職名	報酬の額 (職員給与規定別表4による)
(1) 理事長	職務の級 7級
(2) 業務執行理事	職務の級 6級
(3) (1) 及び (2) 以外の理事	職務の級 5級

※ 号級については、実務経験年数に応じて決定するものとする。